貴社名**：　　　　　　　　　　　　　　　　　　様**

**長崎県**

**R6.11 現在**

長崎県の企業版ふるさと納税のお申込みに係る 「確認シート」

本シートは、企業版ふるさと納税に係る寄附のお申込みに係る確認を行うためのシートです。下線部分に必要事項を記入、または○で囲み、「寄附申込書」とともにご提出をお願いします。

**□貴社の税申告は「青色申告」である：　　はい　・　いいえ**

※税の優遇措置を受けることができる法人は、外国法人を含め「青色申告書」を提出している法人です。

「青色申告」とは、複式簿記形式により帳簿に記録し、それに基づき所得を申告する制度です。

**□貴社の本社所在地：　　　　　　　（ 都・道・府・県 ）**

※税の優遇措置を受けるためには、法人の本社が長崎県外の地方公共団体に所在していることが要件となります。本社所在地とは、地方税法上の「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」です。

**□寄附対象プロジェクト及び寄附額：**※寄附額を入力してください。

※ご希望のプロジェクトに寄附額を記入してください（複数プロジェクトへのご寄附も可能です。）

※企業版ふるさと納税制度を活用するための寄附額は１０万円以上です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| プロジェクト名 | | **寄附額（円）** |
| **長崎の未来を担う人材育成・応援プロジェクト**  **（旧：地域の将来を担い支える若者の人材育成・確保プロジェクト）** | **うち、産業人材の確保・定着のための奨学金返済支援** |  |
| **うち、ふるさと教育やＵＩターンの促進** |  |
| **次世代産業イノベーションプロジェクト**  **（旧：Society5.0へ向けた次世代人財・産業創造プロジェクト）** | |  |
| **『次代に紡ぐ』まちづくりプロジェクト**  **（旧：次代に紡ぐ『長崎百年の計』まちづくりプロジェクト）** | |  |
| **長崎の世界遺産を未来につなぐプロジェクト** | |  |
| **スポーツ＆アートで賑わいづくりプロジェクト**  **（旧：スポーツ＆アートで『つながるナガサキ』プロジェクト）** | |  |
| **長崎のしま活性化プロジェクト**  **（旧：ながさきのしま活性化プロジェクト）** | |  |
| **長崎県産品の振興・輸出拡大プロジェクト**  **（旧：日本の最西端ながさきが目指す産品輸出・振興プロジェクト）** | |  |
| **『みんなで子育て』長崎子育て応援プロジェクト**  **（旧：『みんなで子育て』長崎県子育て応援プロジェクト）** | |  |
| **『健康長寿日本一へ』長崎健康革命プロジェクト**  **（旧：はじめる！長崎健康革命プロジェクト）** | |  |
| **（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）** | |  |

※令和６年11月1日付けでプロジェクト名を一部変更しております。各プロジェクト内の個別事業に

ついては変更ありません。

**（裏面がございます）**

**□寄附金の納付時期： 令和　　　年　　　月　　　旬頃**

※会計上、特に支障がない場合は、寄附お申出の年度内（３月末まで）の設定をお願いします。

**□寄附金の納付方法： 納付書による納付 ・ 指定口座への振込**

※「寄附申込書」と「確認シート」を提出いただいた後、寄附金納付用の「納付書(収納票)」を送付します。

長崎県外から納付いただく場合は、「みずほ銀行（本・支店）」「十八親和銀行（本・支店）」が長崎県の公金取扱銀行となっておりますので、お近くの上記銀行窓口へ「納付書」をお持ちになり､納付願います（沖縄県を除く九州管内は「ゆうちょ銀行」でも取り扱い可能です）。

※「納付書」を使用せず、「指定口座への振込」をご希望の場合には、別途、振込先口座をご案内いたします。この場合、金融機関所定の振込手数料がかかりますことをご承知ください。

※寄附の収納（入金）を確認後、長崎県が寄附を受けたことを証明する「受領証」を発行いたします。

（受領証は税の申告の際に添付する書類となります。）

（税制上の手続きに係る詳細については、必ず管轄の税務署または税理士に確認してください。）

**□貴社の決算期：　　　月決算（税申告月：　　　月）**

※寄附額は全額を損金算入することができます。

（決算において、損金が収益を上回る場合は、税負担軽減効果が受けられない場合があります。）

※法人諸税の税額控除の優遇措置は以下のとおりです。なお、寄附を行った法人の税額控除は、実際に

寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。

（決算において、控除対象となる税科目（法人住民税、法人事業税、法人税）に控除できる額がない

場合は、優遇措置を受けることができません。）

※税の優遇措置（税額控除）を受けるためには、税申告時に「受領証」の写しを添付して申告する必要

があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 税　目 | 特 例 措 置 （ 税 額 控 除 ） |
| 法人住民税 | 寄附額の４割を控除（法人住民税法人税割額の２０％が上限） |
| 法人税 | 法人住民税の控除額が寄附額の４割に達しない場合、その残額。  但し、寄附額の１割を限度（法人税額の５％が上限） |
| 法人事業税 | 寄附額の２割を控除（法人事業税額の２０％が上限） |

**□寄附の公表：**

**県ホームページ等広報媒体における法人名の公表（ 可・不可 ）**

**寄附額の公表（ 可・不可 ）**

※法人名を公表させていただく場合、寄附額の公表を希望されない場合であっても、寄附額区分により

公表させていただく場合がございます。

＜寄附額区分例＞10万円以上、100万円以上、500万円以上　など

**□貴社のご担当者：**

所　　　　　属

役　職・お名前

連絡先電話番号

メールアドレス